

## 道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成21年2月13日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	南2-91号線	新潟市中央区花園一丁目96番36地先から 新潟市中央区笹口一丁目9番5地先まで	平成21年2月13日